

**コーポレートガバナンス**  
CORPORATE GOVERNANCE

Mori-Gumi Co.,Ltd.  
**最終更新日:2015年6月30日**  
**株式会社森組**  
代表取締役社長 吉田裕司  
問合せ先:06-6201-2763  
証券コード:1853  
<http://www.morigumi.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社では、急速に変化する経営環境に迅速に対応し、かつ、企業の継続的な発展を期するために、平成16年6月より執行役員制度を導入し、経営の意志決定・監督機能と業務執行機能を分離した。取締役会は主として会社全体の長期にわたる戦略的な方針を決定し、執行役員はその方針に基づいて日常的な業務を着実に遂行する様にしている。また、それぞれが連携することによりコーポレートガバナンスの充実を図っている。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社長谷エコーポレーション	9,575,000	29.19
阪急電鉄株式会社	2,960,000	9.02
有限会社フォーレ	1,975,000	6.02
森組取引先持株会	1,647,000	5.02
株式会社三井住友銀行	1,290,000	3.93
株式会社りそな銀行	1,190,000	3.63
株式会社みなど銀行	750,000	2.29
株式会社近畿大阪銀行	678,000	2.07
日本証券金融株式会社	645,000	1.97
今井 修 (平成27年3月31日現在)	560,000	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

#### 補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	建設業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

なし

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況 <a href="#">更新</a>	選任している
社外取締役の人数 <a href="#">更新</a>	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <a href="#">更新</a>	1名

#### 会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
中嶋規之	他の会社の出身者									△	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中嶋規之	○	大阪瓦斯(株) 顧問	これまで培ってきた職務・経営経験から、これらを生かし当社の経営に対して助言・意見をいただけたと判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏が顧問を務める大阪瓦斯(株)は当社の取引先ではありますが、同社との取引実績は、当社の当期(82期)売上高の0.2%未満であり、当社と同氏の間には特別の利害関係ではなく、一般株主と利益相反するおそれがないと判断されることから、本人の同意を得て独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無 なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5名

監査役の人数 3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査方法の概要・往査実査の概要の報告を受け、必要に応じて監査に立ち会う等の連携を図りながら会計監査人の監査方法及び結果の相当性判断を行っている。

内部監査部門と監査役は、監査計画及び結果について定期的に情報交換・意思疎通を行っており、重要な問題がある場合はその都度報告を受ける等の連携を図りながら、実効性ある監査を行っている。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 [更新](#) 2名

#### 会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
籾口 隆	弁護士													
竹内 定夫	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

#### 会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
籾口 隆	○	弁護士法人御堂筋法律事務所 社員	弁護士としての専門的知識と経験を有しております。当社の監査体制の強化に適していると判断し、社外監査役に選任しております。 また、当社と特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反するおそれがないと判断されることから、本人の同意を得て独立役員として選任しております。
竹内 定夫	○	監査法人はるか 代表社員	公認会計士としての専門知識と経験を有しております。当社の監査体制の強化に適していると判断し、社外監査役として選任しております。 また、当社と特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反するおそれがないと判断されることから、本人の同意を得て独立役員として選任しております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

3名

**その他独立役員に関する事項****【インセンティブ関係】**

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

**該当項目に関する補足説明**

当社は、常勤の取締役について報酬の一部について、業務遂行における目標達成と連動した報酬制度を導入している。

**ストックオプションの付与対象者****該当項目に関する補足説明****【取締役報酬関係】**

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

**該当項目に関する補足説明 更新**

当社の役員報酬については以下のとおりである。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円) 基本報酬	報酬等の種類別の総額(百万円) ストックオプション	賞与	退職慰労金	対象となる 役員の員数(人)
取締役 (社外取締役を除く)	75	75	—	—	—	8
監査役 (社外監査役を除く)	9	9	—	—	—	1
社外役員	9	9	—	—	—	2

(注)取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額(百万円)	対象となる役員の員数(人)	内容
21	3	使用人兼務取締役の使用人給与相当額

1. 当社は平成16年6月29日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員  
退職慰労金制度を廃止している。

2. 役員ごとの報酬等の総額については、1億円以上を支給している役員はいない。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

**報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容**

当社の役員の報酬等は、平成4年6月26日開催の第59回定時株主総会において、取締役の報酬額の  
限度額を「月額1,600万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない」、また監査役の報酬額の  
限度額を「月額400万円以内」と決議しており、個々の報酬については、取締役は取締役会で決議し、  
監査役は監査役会の協議によって定めている。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

当社の社外取締役(社外監査役)については事務局が補佐しており、取締役会に付議する内容については、3日前に開示している。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

取締役及び常勤監査役を中心として構成される経営会議を月1回以上開催し、業務執行に関する重要事項の基本方針を協議決定する。同会議では内部監査部門からの内部監査報告が行われ、意見交換も行われている。

取締役会を3ヶ月に1回以上の定期開催及び必要に応じて随時開催することにしており、経営に関する重要な意思決定及び業務執行報告を行っている。

内部監査は、社長直轄のCSR統括部(担当役員1名、担当部長2名)により、経営方針及び事業計画に基づき、業務の適正な運営並びに財務の状況について内部監査を実施している。全社事業年度計画を達成するために各部門が策定した目標の進捗・達成状況の確認、財務報告に係る有効性の評価を行うため、整備・運用状況の評価を行う。監査結果は、「内部監査報告書」を作成し、社長の承認を経て被監査部門長に報告する。なお、改善は必要と思われる事項については社長名で「業務改善指示書」を通知し、改善実施状況・結果について再度監査を実施している。

監査役監査は、当社の「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行について、全社事業年度計画を達成するために各部門が策定した目標遂行状況、内部統制システムの整備状況、経営意思決定プロセスの妥当性及び決定事項の進捗状況、財務報告に係る内部統制、四半期決算の適正性について監査している。

当社は会計に関する事項の監査の為、有限責任あづさ監査法人を会計監査人として株主総会で選任している。

業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人

公認会計士の氏名等	所属する監査法人
指定有限責任社員業務執行社員 小林 礼治	有限責任あづさ監査法人
同上	同上

※継続関与年数については、7年以内であるため記載を省略している。

※あづさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あづさ監査法人となっている。

監査業務に関わる補助者の構成

公認会計士 5名 その他 4名

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は経営の意思決定機能、業務執行の監督機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。また、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観性、中立の経営監視の機能が重要と考えており、平成27年6月26日開催の第82回定時株主総会において社外取締役を選任しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身  
による説明  
の有無

IR資料のホームページ掲載

決算短信、四半期決算の状況、貸借対照表及び損益計算書の掲載

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

ISO14001を取得し、「地球環境との共存共生」をキーワードに環境への取り組み方針等をホームページに掲載。「CSRレポート」を発行。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合すること、並びに業務の効率性の確保及びリスクの管理に努め、財務報告の信頼性を確保するとともに、社会経済情勢その他環境の変化に対応するために内部統制システムを構築している。

#### (1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、規程もしくは企業倫理に反する行為またはその恐れのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、コンプライアンスに関する研修を実施するとともに、内部通報制度を設ける。内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いの禁止を内部通報に関する規程にルール化する。

コンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、対処方法等を検討する委員会を速やかに設置するとともに、監査役に報告する。

社長直轄の内部監査部門を設置し、規程を整備したうえで、内部監査を実施する。

#### (2)取締役の職務の執務に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規程に従い、適切に保存・管理を行うものとし、監査役はこれらの文書を常時閲覧できる。

文書の保存・管理に関する規程には、重要な文書の保管方法、保存年限などを定めるものとし、その規程を制定・改定する時は、監査役と事前に協議を行う。

#### (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的なりスクについてはリスク管理担当部署が、各部門所管業務に関するリスクについては各担当部門がそれぞれリスク想定・分析を行うとともに、適時見直しを行う。

不測の事態が発生した場合に、リスク管理担当部署への適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが具現化した場合には、社長を対策委員長とする危機管理委員会を設置して、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。

上記事項を規定するリスク管理に関する規程を制定するとともに、リスク分析やリスク対応の状況については、適時取締役会において報告を行う。

#### (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に加えて経営会議を設置し、重要な業務執行については、経営会議の審議を経て、取締役会において決定するとともに、その進捗状況及び成果については適時取締役会等に報告する。

業務執行については、業務組織、職務分掌、意思決定制度等においてそれぞれ取締役及び使用人の権限と責任の所在及び執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況については、適時取締役に報告する。

各事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、当該取締役は進捗状況を内部監査部門に適時報告する。

業務の効率性と適正性を確保するため、IT化を推進するとともに、その進捗状況を適宜把握し、その改善を図るよう内部監査部門による内部監査を実施する。

#### (5)監査役の職務を補助すべき使用者に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性の確保に関する事項

監査役は、内部監査部門所属の使用者に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用者はその指示に関して、取締役、内部監査部門長等の指示を受けないものとする。また、当該業務の評価に関しては監査役と事前に協議を行うものとする。

尚、監査役が必要とした場合には、監査役の職務を補助すべき使用者を別途置くことができるものとし、当該使用者の独立性を確保するため、異動・評価等に関しては、監査役と事前に協議を行うものとする。

#### (6)取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が出席する取締役会及び経営会議において法定の事項に加え、内部監査の実施状況並びに、内部通報制度による通報状況及び内容、社内不祥事、法令違反事案のうち重要事項の報告を行うとともに、取締役と監査役が意見交換を行う会議を別途設定する。

意思決定書(稟議書)の回付等を通じて、業務執行の状況につき監査役が必要を認める事項を適時報告する制度を整備する。

#### (7)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る事項

監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、担当部門での審議において、当該請求に係る費用が監査役又は監査役会の職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

#### (8)財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監督する。

代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力への対応の徹底、かつコンプライアンスの遵守は、適正な事業活動を継続する上において不可欠であるとし、反社会的勢力への対応について倫理規則に定め、継続的なコンプライアンス教育を通して、全役職員への徹底を図っている。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

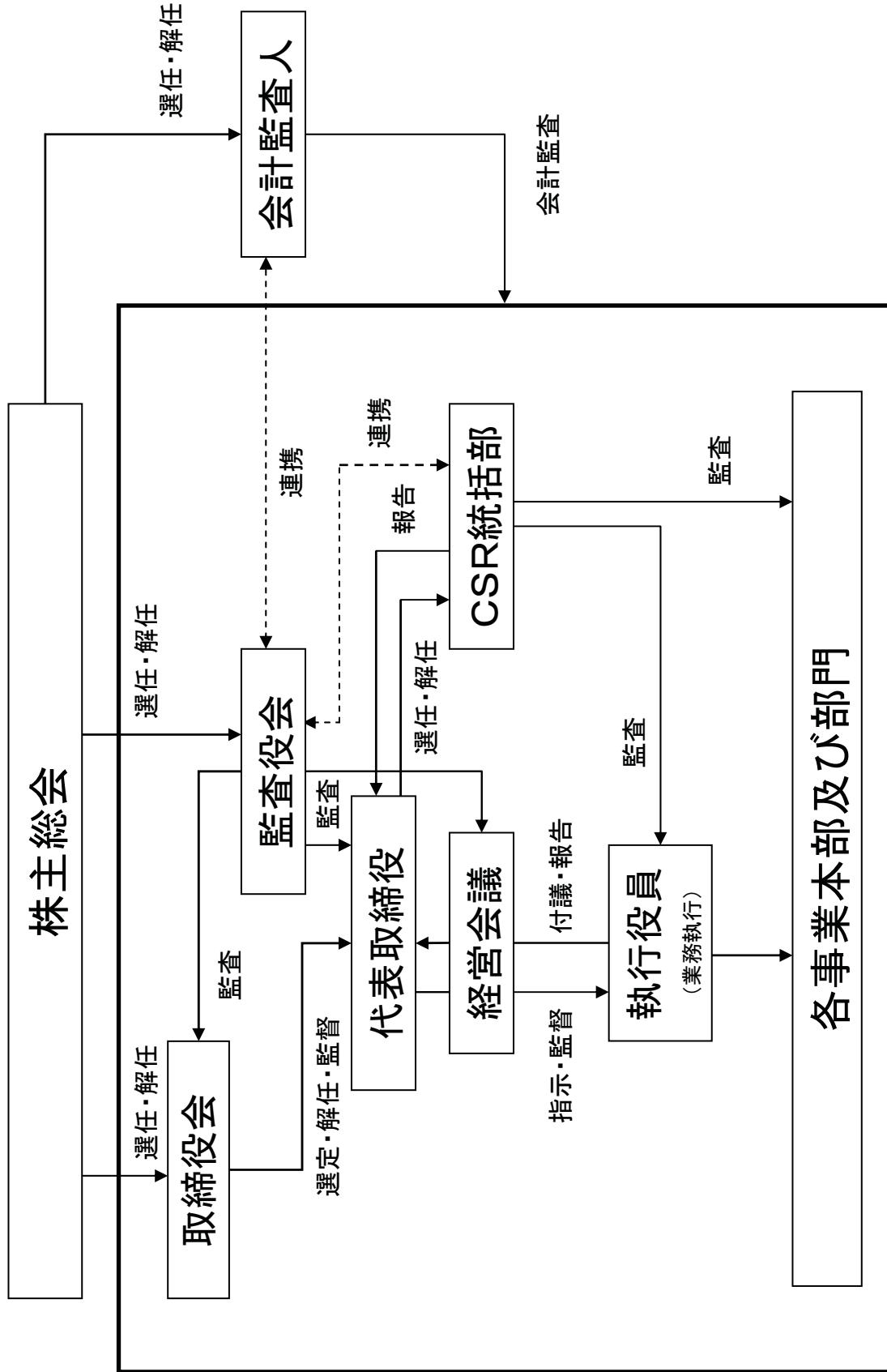
該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る社内体制の概要

1. 当社は重要な会社情報の適時適切な開示が、上場会社としての社会的責任であるとして認識し、社内体制を整え、株主および投資家の皆様に正確にお伝えできるように努めている。
2. 当社では、すべての役職員が遵守すべき事項を明確に示した倫理規則により、情報の取り扱い事項を定め、役職員への教育と周知徹底を図っている。また、情報取扱責任者の監督のもと、経営企画部、総務人事部、理財部が連携し、開示の必要な重要事実、会社情報等について、公表の時期・方法を検討し、取締役会の決定又は代表取締役の承認の後、適時開示をしている。
3. 情報の開示方法については、情報取扱責任者の検閲のもと、会社の決算に関わる適時開示情報については理財部が、株式関係その他の情報の適時開示については総務人事部が行い、「TDnet」への登録や記者発表等により開示し、開示した情報については直ちに当社ホームページに掲載している。

# コーポレートガバナンス体系図



# 適時開示体制(模式図)

